

平成 30 年 6 月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 6 月 22 日（金） 午前 9 時～
2. 開催場所 和泊町防災センター会議室
3. 出席委員（14 人） 推進委員（1 人）

	委員	1 番	平田	春夫					
		委員			2 番	大福	富一		
委員	3 番	伊地知	幸弥						
	委員	4 番	三島	治生					
	委員	5 番	川畑	善美					
	委員	6 番	今井	博美					
	委員	7 番	久富	裕樹					
	委員	8 番	大山	秀喜					
	委員	9 番	玉野	政仁					
	委員	10 番	谷山	健一郎					
	委員	11 番	徳永	孝男					
	委員	12 番	村山	俊夫					
	委員	13 番	野村	栄治					
	会長	14 番	末川	重喜					
	推進委員		川間	哲志					

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 11 号 農用地利用計画変更の承認について

議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可について

議案第 13 号 農用地利用集積計画の作成について

議案第 14 号 非農地証明書の発行について

議案第 15 号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任  
について

5. 報告

①合意解約に関する報告

②相続登記に関する報告

6. その他

①平成 30 年度農地パトロール（利用状況調査）について

②田畑売買価格調査について

③公務災害報酬制度について

④次期総会について

7月20日（金）午前9時から  
 和泊町防災センター大会議室  
 議案提出締切日 7月12日（木）午後5時まで  
 現地確認調査日 7月13日（金）午後1時30分から  
 議案発送日 7月17日（火）

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次  
 事務局主事 山田 大地 補助職員 久富 ひとみ

9:00 事務局	みなさんおはようございます。ただ今から平成30年度6月期和泊町農業委員会定例総会を開会いたします。出席委員は14名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。それでは、和泊町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。それでは会長、議事の進行をお願いします。
議長	皆さんおはようございます。これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。10番 谷山委員 11番 徳永委員と私、末川を議事録署名委員に指名いたします。よろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)
議長	それでは、議事録署名委員は、谷山委員、徳永委員と私、末川の三名を指名致します。では、議事にはいりたいと思います。議案第11号農用地利用計画変更の承認について 農業振興地域の整備に関する法律第13条による農用地利用計画変更について申出を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局からの説明をお願いします。

事務局	<p>2 ページ目の農用地利用計画変更申請明細をご覧ください。整理番号 1 番計画変更は用途変更です。所在が手々知名字甲上原〇〇番 畑 3,156㎡のうち24㎡になります。申請人が手々知名〇〇番地の〇〇氏です。変更の理由が農業用倉庫としてコンテナ置場にするそうです。整理番号 2 番, こちらも計画変更は用途変更です。申請人が出花〇〇番地の〇〇氏です。所在が喜美留字尻ノ田〇〇番 畑 113㎡ 他 1 筆 合計面積213㎡で譲渡人が喜美留在住の〇〇氏, 有償で所有権移転を伴います。譲渡の理由が畜舎・堆肥舎建設の為となっています。整理番号 3 番, 計画変更は除外です。申請人が国頭〇〇番地の〇〇氏です。所在が国頭字芭蕉俣〇〇番 畑 620㎡ で譲渡人が国頭在住の〇〇氏, 無償で所有権移転を伴います。譲渡の理由が農業用倉庫・資材置き場・駐車場の為となっています。整理番号 4 番, こちらも計画変更は除外です。申請人が手々知名〇〇番地の株式会社〇〇です。所在が手々知名字伊延原〇〇番 畑 1,697㎡ で譲渡人が手々知名在住の〇〇氏, 有償で所有権移転を伴います。譲渡の理由が資材置き場となっています。どちらも農用地利用区域内からの除外の基準である 5 つの要件をすべて満たしていると思われま。審議の程宜しくをお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>整理番号 1 番について担当地区の方説明をお願いします。</p>
大福委員	<p>はい, 整理番号 1 番と 4 番は関連しておりますので同時に説明させていただきます。4 番から説明した方が分かりやすいと思いますので 4 番から説明させて下さい。まず, 株式会社〇〇が資材置き場として〇〇氏の畑を使いたいという事で, 現在その畑には〇〇氏がコンテナを置いてありまして, そのコンテナの新たな置き場所が整理番号 1 番の畑という事です。以上です。</p>
議 長	<p>それでは, 1 番 4 番について皆さんの方から質疑はございませんか。 (なしの声) 無いという事なので, 1 番 4 番に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全委員 挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ということで許可したいと思います。次, 整理番号 2 番について補足説明を伊地知委員をお願いします。</p>
伊地知委員	<p>特にありません。</p>

事務局	<p>ては、事務局の方から補足説明をさせていただきます。申請人の〇〇氏はすでに喜美留の申請地に隣接する土地に畜舎がありまして、経営規模拡大の為に隣接地を購入したいという事です。効率的な農業経営の為なので何ら問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、2番について皆さんの方から質疑はございませんか。 (なしの声) ないという事なので、2番に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全委員 挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ということで許可したいと思います。次、整理番号3番について私の方から補足説明をします。申請地は申請人の自宅のすぐ隣にありまして、新たにハーベスターの車庫を建設し資材置き場などとして使いたいという事です。父親名義の土地でしたので所有権移転も伴うかたちとなりました。以上です。質疑はございませんか。 (なしの声) ないという事なので、3番に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全委員 挙手)</p>
議長	<p>全委員賛成ということで許可したいと思います。この4件について耕地課とJAあまみの方から問題ありませんという回答書が提出されております。次の議案に入ります。議案第12号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求めます。9件の議案がありますが議案説明の為に川間委員が出席しておりますので申請番号7番から審議に入りたいと思います。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、所有権移転の申請番号7番の説明をさせていただきます。国頭字尹畠〇〇番 畑 3,248㎡ 他1筆 合計面積3,878㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人が国頭〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が経営規模拡大の為となっています。農業委員のあつ旋による売買です。農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。審議の程、宜しくお願いします。以上です。</p>
議長	<p>川間委員、補足説明をお願いします。</p>

川間委員	説明させていただきます。売買される畑には抵当権がついていましてJAあまみと協議したところ購入代金で清算してもらえれば抵当権の方は外します。その後で登記してもらおうという話し合いが出来ています。以上です。
議 長	7番について、質疑はございませんか。 (なしの声) 7番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)
議 長	全委員賛成ということで承認したいと思います。川間委員，ありがとうございました。それでは，申請番号1番から事務局の方で説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、申請番号1番、所在が国頭字大阿丹〇〇番 畑 641㎡ 他9筆畑以外の土地 1筆 合計面積7,844㎡ 譲渡人が国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人が国頭〇〇番の〇〇氏で申請事由が贈与となっております。申請番号2番、所在が喜美留字尻ノ田〇〇番 畑 900㎡ 譲渡人は喜美留〇〇番地の〇〇氏、譲受人が出花〇〇番地の〇〇氏で申請事由が経営規模拡大の為に全面積〇〇万円となっております。申請番号3番、所在が大城字洲田〇〇番 畑 1,050㎡ 譲渡人は玉城〇〇番地の〇〇氏、譲受人が大城〇〇番地の〇〇氏で申請事由が経営規模拡大の為に全面積〇〇万円となっております。農業委員のあっ旋による売買です。申請番号4番、所在が瀬名字半崎〇〇番 畑 1,042㎡ 他1筆 合計面積3,171㎡ 譲渡人は内城〇〇番地の〇〇氏、譲受人が内城〇〇番地の〇〇氏で申請事由が経営規模拡大の為に全面積〇〇万円となっております。農業委員のあっ旋による売買です。申請番号5番、所在が皆川字松当〇〇番 畑 317㎡ 譲渡人は神戸市〇〇の〇〇氏、譲受人が皆川〇〇番地の〇〇氏で申請事由が経営規模拡大の為に全面積〇〇万円となっております。申請番号6番、所在が和字大窪〇〇番 畑 1,130㎡ 譲渡人は川崎市〇〇の〇〇氏と〇〇氏の二方、譲受人が和〇〇番地の〇〇氏で申請事由が経営規模拡大の為に全面積〇〇万円となっております。申請番号〇番、所在が皆川字松当〇〇番 畑 317㎡ 譲渡人は神戸市〇〇の〇〇氏、譲受人が皆川〇〇番地の〇〇氏で申請事由が経営規模拡大の為に全面積〇〇万円となっております。貸借権設定の申請番号1番、所在が後蘭字阿我礼原〇〇番 3,380㎡ 貸人が後蘭〇〇番地の〇〇氏、受人が後蘭〇〇番地の〇〇氏、申請事由が経営規模拡大の為に、全面積で〇〇万円平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間の賃貸借契約です。申請番号2番、所在が永嶺字字迫当〇〇番 1,513㎡ 他1筆 合計面積5,113㎡ 貸人が手々知名〇〇番地の〇〇氏、受人が永嶺〇〇番地の〇〇氏、申請事由が農業者年金経営移譲の為に再契約で平成30年7月1日から平成40年6月30日までの10年間の使用貸借契約です。すべて、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。以上です。審議の程、宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>申請番号1番は、私の方から補足説明をします。譲渡人の〇〇氏は父親からの相続でこの土地を手にしたのですが、農業をしたことがないので、農業をしている義理の兄へ贈与することになりました。質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、採決に移ります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	<p>(全委員 挙手)</p>

議 長	全委員賛成という事で許可致します。申請番号2番について補足説明を伊地知委員お願いします。
伊地知委員	畜産規模を拡大するにあたり畜舎の近くに草を栽培する畑を確保する為の売買です。以上です。
議 長	今の説明に質疑はございませんか。 (なしの声) なければ、採決に移ります。賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)
議 長	全委員賛成という事で許可致します。申請番号3番について補足説明をお願いします。
玉野委員	現在この畑は譲受人の〇〇氏が耕作しています。所有者の〇〇氏から売りたいという話がありまして耕作者の〇〇氏に買う意思があるかと確認したところ買いますという事で話がまとまりました。以上です。
議 長	今の説明に質疑はございませんか。 (なしの声) なければ、採決に移ります。賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)
議 長	全委員賛成という事で許可致します。申請番号4番について補足説明をお願いします。
村山委員	4月の総会で売りあつ旋の出ていたの畑です。現在耕作している方に買う意思の確認をしたのですが買う意思はないという事で、隣接した畑を所有している〇〇氏に話をしたところ買ってほしいという事で話がまとまりました。大山委員に所有地に遊休農地がある人に農地のあつ旋は出来ないと言われたので〇〇氏に話をしましたら遊休農地を解消してくれ大変やる気が出てきたようです。この売買に問題はないと思われれます。以上です。
議 長	今の説明に質疑はございませんか。 (なしの声) なければ、採決に移ります。賛成の方は、挙手をお願いします。

	(全委員 挙手)
議長	全委員賛成という事で許可致します。申請番号5番について補足説明をお願いします。
徳永委員	畑自体は、珊瑚石が出てくるのであまり良い畑ではないのでこの売買価格になりました。譲受人がこの畑の周りの畑を耕作しているので話が成立しました。以上です。
議長	今の説明に質疑はございませんか。 (なしの声) なければ、採決に移ります。賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)
議長	全委員賛成という事で許可致します。申請番号6番について補足説明をお願いします。
大福委員	譲渡人と譲受人は兄弟の関係です。この畑の所在が譲受人の家の敷地を通らないと入れない場所にあり、今現在、譲受人が耕作していますので何ら問題はないと思います。
議長	今の説明に質疑はございませんか。 (なしの声) なければ、採決に移ります。賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)
議長	全委員賛成という事で許可致します。次に、貸借権の申請番号1番について補足説明をお願いします。
野村委員	受人の〇〇氏は花を作っていて大変真面目な方なので何ら問題はないと思われまます。と、朝戸委員から頼まれました。以上です。
議長	今の説明に質疑はございませんか。 (なしの声) なければ、採決に移ります。賛成の方は、挙手をお願いします。



	(全委員 挙手)
議長	全委員賛成という事で許可致します。次に、貸借権の申請番号2番について補足説明をお願いします。
野村委員	はい、申請の事由が農業者年金受給の為の経営移譲の再契約です。何ら問題はないと思われます。以上です。
議長	今の説明に質疑はございませんか。 (なしの声) なければ、採決に移ります。賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ということで許可したいと思います。それでは次の、議案第13号 農用地利用集積計画の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求め。件数が多いので各自担当地区の確認をしていただき、間違いがあれば訂正個所の指摘をしてください。それでは、お願いします。
	(各自で確認作業に入る。)
大福委員	申請番号6番終了の日にちが7月1日になっていますが6月30日です。訂正をお願いします。
事務局	すみません、入力ミスです。6月30日に訂正をお願いします。
議長	確認は済みませうでしょうか。それでは農用地利用計画について一括で採決に移ります。承認される方は挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ということで承認したいと思います。次、議案第14号 非農地証明書の発行について 下記の者から非農地証明願いを受理したので、調査委員による現地調査内容の報告後に審査を求める。野村代行の方から説明をお願いします。

野村委員	申請人が玉城の〇〇氏で土地が大城字大久保〇〇番 10㎡ で農業用倉庫を建ててある敷地内になります。南側にある畑の基盤整備をした際に取り残された形になってしまったと思われます。土地を売買する為に謄本を確認したところこの土地だけがぽつんと農地になっていたようです。以上です。
議案	非農地証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ということで発行したいと思います。次の申請分説明を平田委員お願いします。
平田委員	申請人が千葉県在住の〇〇氏、土地が和泊字上島〇〇番 1,173㎡ 住宅地の中にありまして、表土が浅く、サンゴ礁の岩盤に覆われており農地として耕作不能地になり現況は原野となっていますので、やむを得ないと思われます。以上です。
議長	非農地証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ということで発行したいと思います。次の申請分説明をお願いします。
野村委員	申請人は根折〇〇番地の〇〇氏で、土地が根折字大里原〇〇番 376㎡ 集落内農地で平成16年から耕作放棄地となっています。耕作不能地で現況は雑種地です。以上のことから非農地で良いと思われます。審議の程宜しくお願いします。
議長	非農地証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)

議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ということで発行したいと思います。次の議案第15号 農地のあつ旋申出の受理及びあつ旋委員の選任について 農地移動適正化あつ旋事業実施要領第9に基づくあつ旋の申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せて、あつ旋委員の選任を求める。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、売りのあつ旋から整理番号1番，所在皆川字神ヤド〇〇番 畑 1,141㎡ 皆川にお住まいの〇〇氏から希望価格は反当り〇〇万円でのことです。整理番号2番，所在出花字イン当〇〇番 畑 1,718㎡ 他1筆 合計面積3,372㎡ 出花にお住まいの〇〇氏から希価格は相場での事です。整理番号3番，所在皆川字松当〇〇番 畑 1,135㎡ 兵庫県にお住まいの〇〇氏から希望価格は相場でのことです。整理番号4番，所在出花字フリツミ〇〇番 畑713㎡ 他2筆 合計面積5,849㎡ 徳之島町にお住まいの相続財産管理人の〇〇氏から希望価格は反当り〇〇万円から〇〇万円での事です。整理番号5番，所在国頭字平安潤〇〇番 畑 1,353㎡ 希望価格は相場での事です。以上です。</p>
議 長	<p>整理番号1番，希望価格が〇〇万円～なんですが徳永委員どうですか。</p>
徳永委員	<p>〇〇万～で妥当だと思います。</p>
議 長	<p>あつ旋価格は〇〇万～であつ旋委員は徳永委員と重村委員をお願いします。整理番号2番，希望価格は相場での事です，川畑委員どうですか。</p>
川畑委員	<p>現在，耕作されている方が平張りのハウスを建てたままになってまして，その方に購入してもらうのが一番いいと思うのですが，反当り〇〇万円～〇〇万円が妥当だと思います。</p>
議 長	<p>整理番号2番は，あつ旋価格を反当たり〇〇万円～〇〇万円，あつ旋委員を川畑委員，田浦委員，町田委員にお任せしたいと思います。次，整理番号3番，希望価格が相場となっていますが，徳永委員どうですか。</p>
徳永委員	<p>〇〇万～〇〇万円が妥当だと思います。</p>

議 長	整理番号3番は、あつ旋価格を反当たり〇〇万円～〇〇万円、あつ旋委員を徳永委員，重村委員，谷山委員にお任せしたいと思います。次，整理番号4番，希望価格が〇〇万円～〇〇万円となっていますが，川畑委員どうですか。
川畑委員	結構風当たりも強くて，基盤整備もされていないので畑管設備も無いような畑となります。現在，私が1003番は耕作しています。1068番は，伊延の〇〇氏が耕作しています。相場は〇〇万円～〇〇万円にはなっています。
議 長	条件がいい畑ならばその価格かもしれないですが，久富委員，どうですか。
久富委員	この案件の畑なら〇〇万円～〇〇万円が妥当だと思います。
議 長	整理番号4番，あつ旋価格を反当たり〇〇万円～〇〇万円，あつ旋委員を久富委員，東委員にお任せしたいと思います。次，整理番号5番，希望価格が相場となっていますが，今井委員どうですか。
今井委員	反当たり〇〇万円ぐらいが妥当だと思います。
議 長	私の方から説明します。この畑の奥の方に和泊町の土地がありまして，基盤整備の時の残地になっています。この周囲の方たちに話をしたところ，この残地も一緒にだったら買ってほしいとおっしゃる方が多い様です。この〇〇氏の畑だけだと難しいとの事なのですが，和泊町の土地を考えないで売買したいと思います。このあたりの相場は反当たり〇〇万円なのでそれが妥当だと思います。なので，整理番号5番，あつ旋価格を反当たり〇〇万円，あつ旋委員を今井委員，川間委員にお任せしたいと思います。次に，買いのあつ旋の説明をお願いします。
事務局	土地の所在が国頭字安座〇〇番 畑 1,118㎡ 申出者が国頭にお住まいの〇〇氏，希望価格は〇〇万円までとなっています。この土地は，平成26年5月の総会で売りのあつ旋が出ています。以上です。

議長	この畑は、今現在〇〇氏が耕作しております。〇〇万円では高いと思いますので、〇〇万円～〇〇万円までとした方がいいと思います。あつ旋委員を今井委員と川間委員にお願いします。次、借りのあつ旋の説明をお願いします。
事務局	借りたい土地が畦布の畑で5,000㎡畦布の認定農業者〇〇氏から上がってきております。以上です。
議長	三島さん、畦布に貸すことのできる畑は残っていますか。
三島委員	探してみます。
議長	あつ旋委員を三島さんの方でお願いします。次に、合意解約の報告を事務局をお願いします。
事務局	農地法第3条及び基盤強化法等に基づく利用権設定等の合意解約について、下記のとおり申し出がありましたので報告致します。内城にお住まいの〇〇氏と根折にお住まいの〇〇氏との瀬名字半崎〇〇番 畑 2,129㎡ 他1筆 合計面積3,171㎡ 期間が平成26年3月1日から平成31年2月28日までの契約でした合意解約をした日が平成30年5月24日です。以上です。
議長	次に、相続の説明を事務局からお願いします。
事務局	はい、相続の届け出が4件出ております。整理番号1番、土地の所在が瀬名字伊江原〇〇番 畑 1,102㎡ 他6筆 合計面積6,902㎡ 〇〇氏から兵庫県にお住まいの〇〇氏への相続になります。あつ旋の希望は有りです。整理番号2番、土地の所在が瀬名字新田〇〇番 畑 1,235㎡ 他5筆 合計面積11,393㎡ 〇〇氏から兵庫県にお住まいの〇〇氏への相続になります。あつ旋の希望は有りです。整理番号3番、土地の所在が皆川字真界場〇〇番 畑 2,496㎡ 他9筆 合計面積16,812㎡ 〇〇氏から鹿児島市にお住まいの〇〇氏への相続になります。あつ旋の希望は無しです。整理番号4番、土地の所在が瀬名字大田水〇〇番 畑 441㎡ 他9筆 合計面積13,268㎡ 〇〇氏から大阪市にお住まいの〇〇氏への相続になります。あつ旋の希望は無しです。以上です。

議 長	何か、質問等はありませんか・ (なしの声) それでは、以上をもちまして本日の総会を終了致します。お疲れ様でした。
-----	--

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成 30 年 6 月 22 日

議 長 野村 栄治

署名委員 三島 治生

署名委員 川畑 善美